

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定定期検査機関の指定
概 要	計量法の規定により、都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（指定定期検査機関）に、定期検査を行わせることができますが、その指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行い、申請が計量法で定める基準に適合していなければ指定できないこととなっています。
根拠法令等 及び条項	・計量法第20条第1項
審査基準	<p>（計量法第26条〔指定〕）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定定期検査機関の指定は検査業務を行おうとする者の申請により行う。 <p>（計量法第27条〔欠格事項〕）</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の各号のいずれかに該当するものは、指定定期検査機関の指定を受けることができない。 <ol style="list-style-type: none"> この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの。 指定定期検査機関の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者。 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの。 <p>（計量法第28条〔指定の基準〕）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定定期検査機関の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> 経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 前号に定めるもののほか、定期検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。 <ul style="list-style-type: none"> 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令第1条～2条の3〔指定の申請・基準・構成員〕 大阪市指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱 大阪市指定定期検査機関の指定検査基準及び指定審査基準
標準処理期間	約2か月
経由日数	なし
提出先	大阪市計量検査所
提出時期	本市が指定する期間（約1ヵ月間）
提出方法	<p>以下の書類を大阪市計量検査所に提出してください。 （大阪市指定定期検査機関の指定に関する事務処理要綱 第3条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定申請書（様式1-1） ※省令第1条第1号から第6号までの規定の書類 その他、市長が必要と認める書類 <p>各書類の提出部数は 正本1通 副本2通です。</p> <p>※指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令</p>
手数料	なし
相談窓口	大阪市計量検査所（06-6577-5888）
ホームページ	
備 考	ホームページ掲載は、指定定期検査機関を公募している期間（毎年指定する約1ヵ月間）のみ